



日本に帰国／入国される皆様へ
(検査証明書の提出について)

変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、政府として水際対策を一層強化することとし、その一環として、以下の措置を講じます。

■ 全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。

■ 検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。

- 出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。
- 検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。
- 本措置は、2021年3月19日以降に入国される方に対して実施いたします。



1. 検査証明書は以下の条件を満たすものに限り有効

- ・ 検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であること
- ・ 所定のフォーマットを使用すること
詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。
所定のフォーマットはこちらからダウンロードできます → 
- ・ 検査証明書へ記載すべき内容

①	氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
②	検査法、採取検体（下記2、3に限る）
③	結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
④	医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
⑤	すべての項目が英語で記載されたもの

2. 検査方法は以下のいずれかに限り有効

核酸増幅検査	その他
■ real time RT-PCR法 real time reverse transcription PCR ■ LAMP法 Loop-mediated Isothermal Amplification ■ TMA法 Transcription Mediated Amplification ■ TRC法 Transcription Reverse-transcription Concerted reaction ■ Smart Amp法 Smart Amplification process ■ NEAR法 Nicking Enzyme Amplification Reaction	■ 次世代シーケンス法 Next Generation Sequence ■ 抗原定量検査 Quantitative Antigen Test※（CLEIA） ※ 抗原定性検査ではない。

3. 検体採取方法は以下のいずれかに限り有効

- 鼻咽頭ぬぐい液
- 唾液